

改正の概要

山口市工事等情報共有システム要領（No.60）

- **改正内容**

本要領の対象は、土木系工事のみであったが、営繕系工事及び建設コンサルタント業務等を対象に追加するもの。

全工事及び建設コンサルタント業務等を対象とし、本格運用としたことから、名称を「山口市工事情報共有システム試行要領」から「山口市工事等情報共有システム要領」に改めるもの。

- **施行期日**

令和7年8月1日

新旧对照表 (案)

○山口市工事等情報共有システム 要領 (No. 60)

新	旧
山口市工事等情報共有システム____要領 令和４年４月１日施行 <u>(令和７年８月１日改正)</u> １ 趣旨 この要領は、山口市（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する工事<u>及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下「業務等」という。）</u>におけるＡＳＰ方式の____情報共有システム（以下「システム」という。）____について、必要な事項を定めたものである。 （省略） ３ 対象____ 対象とする工事<u>及び業務等</u>は、山口市が特記仕様書等で指定する工事<u>及び業務等</u>のうち、受注者がシステムの使用を希望する工事<u>及び業務等</u>とする。 なお、_____通信環境等に鑑み、システムの利用が困難と認められる場合は、対象外とす	山口市工事_情報共有システム<u>試行</u>要領 令和４年４月１日施行 <u>(令和６年４月１日改正)</u> １ 趣旨 この要領は、山口市（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する工事_____におけるＡＳＰ方式の<u>工事</u>情報共有システム（以下「システム」という。）の試行について、必要な事項を定めたものである。 （省略） ３ 対象<u>工事</u> 対象とする工事_____は、山口市が特記仕様書等で指定する工事_____のうち、受注者がシステムの使用を希望する工事_____とする。 なお、<u>当面は、山口県が定める土木工事共通仕様書に準拠して施工する土木系工事に限るものとする。また、</u>通信環境等に鑑み、システムの利用が困難と認められる場合は、対象外とす

る。
(省略)

4 使用システム

システムは、____受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、発注者のインターネット作業環境である以下の
(1) 及び (2) においても動作が保障されることを原則とする。

(1) OS : windows server 2019
(省略)

6 ____帳票の様式

システムで使用する ____ 帳票 _____
_____の様式は、山口市が定める _____
_____様式であることを原則とし、定めのないものは、受発注者間の協議により決定するものとする。

7 システム利用料

システム利用に係る費用（登録料及び使用料）は、土木系工事については、共通仮設費率等又は間接原価等に含まれるもの

る。
(省略)

4 使用システム

システムは、工事受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、発注者のインターネット作業環境である以下の
(1) 及び (2) においても動作が保障されることを原則とする。

(1) OS : windows 10 Pro
(省略)

6 工事帳票の様式

システムで使用する工事帳票（主として「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」、「段階確認書」）の様式は、山口県が定める土木工事共通仕様書様式であることを原則とする。

【参考】土木工事共通仕様書様式：

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/youshiki.html

7 システム利用料

システム利用に係る費用（登録料及び使用料）は _____
_____共通仮設費率分 _____に含まれる _____

とし、営繕系工事については、契約変更の対象とする。業務等については、特記仕様書等に定めるものとする。

(省略)

9 成果品

受注者は、システムで収受された____帳票（添付資料を含む。）については、山口市が定める要領等に基づき

電子納品することを原則とする。

受発注者間の合意により、紙で収受された____帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での二重納品は原則行わないこととする。

(省略)

12 施行期日

この要領は、令和7年8月1日

から施行する。

_____°

(省略)

9 工事成果品

受注者は、システムで収受された工事帳票（添付資料を含む。）については、「工事完成図書の電子納品要領（平成30年3月 山口県土木建築部）」に準拠し電子納品することを原則とする。

受発注者間の合意により、紙で収受された工事帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での二重納品は原則行わないこととする。

(省略)

12 適用年月日

この要領は、令和4年4月1日以後に競争入札における入札
公告若しくは指名通知又は随意契約における見積依頼をする
工事から適用する。